



ご案内

激励金を支給します

～交通遺児福祉資金事業～



- ・交通遺児の方に対する激励金の支給事業を行っています。
- ・乳幼児、小学生から高校生（小学部から高等部）の方へ支給します。
- ・対象世帯の所得の制限はありません。

❀ 対象者 ❀

- ・父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）
又は、そのどちらかが交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症を存することとなった方（父母のどちらかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当の取扱いとする）。
- ・父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていて、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった方。

❀ 激励金支給基準（1人につき）❀

- | | | |
|-------------------------------|-------|---------|
| ①翌年度4月に小学校入学予定の幼児 | | 50,000円 |
| ②翌年度4月に中学校入学予定の児童 | | 50,000円 |
| ③当年度末に中学校卒業予定の生徒 | | 50,000円 |
| ④その他（①～③を除く）児童・生徒
（現小・中学生） | | 20,000円 |
| ⑤幼稚園・保育園・在宅を含めた全ての乳幼児 | | 20,000円 |
| ⑥当年度末に高等学校卒業予定の生徒 | | 70,000円 |
| ⑦高校1・2学年の生徒 | | 30,000円 |



寄付金も受付中

お問い合わせ先

（社福）鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
TEL:0857-59-6344
FAX:0857-59-6341
E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp
URL <http://www.tottori.wel.or.jp/>

